平成２４年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市桜町１番１号　桐野アパート３号室
債務者　平間　佳生
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県豊岡市出石町宮内1145番地の４
債務者　野上左官店こと　野上　良登
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県豊岡市出石町宮内1145番地の４
債務者　野上十重子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
広島県江田島市大柿町大原1327番地２
債務者　坪嵜　正文
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５５号
広島県竹原市福田町1038番地１
債務者　下勝　麻美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５７号
広島県呉市上二河町８番７号
債務者　枇榔　　榮
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８４号
徳島市津田町４丁目２番５　ベルグランド白亜302号、旧住所徳島県鳴門市大津町徳長字川向東ノ越31番地６
債務者　岸本　剛志
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端北43―７―３号室、住民票上の住所徳島県徳島市住吉１丁目６番９―４号
債務者　坂井　節子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
高知県高岡郡佐川町西組891番地１
債務者　松田　　香（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２２号
福岡県直方市大字植木164番地29
債務者　柿原百年江
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県直方市大字中泉827番地４、前住所福岡県田川市大字伊田4976番地
債務者　柿原　正行
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４０号
福岡県宮若市水原914番地５
債務者　勝木　陽児
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１２３号
大分市都町３丁目７番27―801号アスティオン堀川
債務者　吉良　壽昭
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４号
大分市都町３丁目７番27―801号アスティオン堀川
債務者　吉良　君代
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４３号
大分市寺崎町２丁目７番18号松井アパート203
債務者　後藤　光代
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８１号
大分市大字荏隈304番地の１スカイコート大石町№１―505
債務者　中野　明子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県佐用郡佐用町真盛１番地
債務者　のじぎくこと　今津八重美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部